

令和3年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和3年4月28日 開会

令和3年4月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和3年第4回新十津川町議会臨時会

令和3年4月28日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第27号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第30号 新十津川町固定資産評価員の選任について
- 第8 議案第31号 新十津川町教育委員会教育長の任命について
- 第9 選任第1号 常任委員の選任について
- 第10 選任第2号 議会運営委員の選任について

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長	小松敬典君

建設課長 谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長 鎌 田 章 宏 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和3年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。
6番、杉本初美君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第26号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。
地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
提案理由でございます。
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
3ページをお開き願います。
専決第2号、専決処分書。

新十津川町税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

理由でございます。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、新十津川町税条例等の一部を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 改めまして、おはようございます。

ただいま上程いただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。

令和3年3月31日に専決処分いたしました専決第2号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律などが本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。新型コロナの状況を鑑み、町民に有利な改正内容となっております。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

はじめに、1ページの第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第4項につきましては、納税者等から地方自治体宛てに提出される地方税関係書類について、国税と同様に、原則、押印を不要とする見直しを行うものでございます。

あわせまして、第36条の3の2第4項では、給与所得者が扶養親族申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する改正も行っており、第36条の3の3第4項では、非課税限度額における取り扱いを見直し、対象を限定する改正規定及び公的年金受給者が扶養親族申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する改正も行っております。

2ページをお開きください。

第53条の8につきましては、引用条項の追加に伴う条文整理でございまして、現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外するものでございます。

第53条の9につきましては、退職所得申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する改正でありまして、退職所得申告書を電磁的方法によっても、事業所側から提供を受けることができる文言を追加しております。

3ページをご覧ください。

第81条の4につきましては、軽自動車環境性能割の法改正に合わせての引用条項の追加でありまして、新たな燃費性能に応じた税率区分を設ける改正として、環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月

31日までに取得したものを対象とするものであります。

次に、3ページから5ページの附則第10条の2につきましては、法律改正に合わせての改正でありまして、引用条項の変更及び項の削除でございます。

第3項及び第17項を削除し、新たな第3項から第18項までとして、号番号を改正いたします。

5ページから10ページの附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条は、法律改正に合わせての改正でありまして、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において、価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

附則第11条は、土地に課する固定資産税の特例適用期限を3年延長する改正。

附則第11条の2は、土地の価格の特例適用年度の改正。

附則第12条は、宅地等に課する固定資産税の特例適用年度改正及び規定の追加。

附則第13条は、農地に課する固定資産税の特例適用年度の改正及び規定の追加。

附則第15条は、特別土地保有税課税特例の適用年度の改正でございます。

10ページをお開きください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割に係る非課税の臨時的軽減期限を9か月間延長するものでございます。

附則第15条の2の2第2項は、環境性能割の賦課徴収の特例で、新たな燃費性能に応じた税率区分を設定する法律改正に合わせての改正でございます。

11ページ、附則第16条第1項から第4項までは、軽自動車税種別割の税率の特例で、グリーン化特例の対象を限定した上で、特例期間を2年間延長する規定の改正に伴う項の追加及び条文整理の改正であり、附則第16条第2項から第4項は、軽自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、2年間延長する改正でございます。

12ページから13ページの附則第16条第6項から第8項は、営業用軽自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、2年間延長する改正でございます。

14ページをお開きください。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の法律改正に合わせての改正でありまして、項ずれの修正でございます。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例において、住宅ローン控除の特例として、住宅借入金特別税額控除を拡充及び延長を行う項の追加でございます。

14ページ下段から17ページ、新十津川町税条例の一部を改正する条例第2条関係につきまして、第48条第10項から第16項は、法人町民税に係る申告納付の定めであり、引用条項を整理しております。

第50条につきましては、法人町民税の不足額の納付手続きの定めであり、引用条項を追加する改正であります。

第52条につきましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてでありまして、引用条項を変更する規定を追加しております。

16ページから17ページの附則第4条は、延滞金の割合等の特例で、規定の追加による条文の整理でございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の8ページ上段の第1条で、施行日を令和3年4月1日と定めてございます。

また、第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税について、それぞれ改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、専決第2号、新十津川町税条例等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第26号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第27号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第27号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,560万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第27号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第2号につきまして、内容をご説明申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額77万8千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計4億3,206万7千円。

16款、道支出金。補正額1万円。これは、民生員推薦会開催に係る道からの負担金でございます。計5億1,465万1千円。

19款、繰入金。補正額2万7千円。これは、財政調整基金からの繰入金でございます。計8億4,740万9千円。

歳入合計、補正額81万5千円、計70億6,560万6千円。

次に、歳出でございます。

3款、民生費。補正額3万7千円。計9億6,735万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1万円、一般財源2万7千円。

10款、教育費。補正額77万8千円。計4億9,628万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で77万8千円。

歳出合計、補正額81万5千円。計70億6,560万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金78万8千円、一般財源2万7千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額3万7千円、計1億1,125万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1万円、これは、道の民生委員推薦会開催負担金でございます。内容を申し上げます。事業番号14番、民生委員児童委員改選事務3万7千円。これは、民生委員児童委員が1名欠員となっている地区から、先般、推薦がございましたので、当該民生委員児童委員の補充について国に推薦を行うための選考を行う民生委員推薦会を開催する経費を補正計上するものでございます。

次に28ページ、29ページをお開き願います。

10款2項2目教育振興費。補正額59万4千円、計3,728万円。財源内訳、特定財源、国

道支出金59万4千円。これは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。内容を申し上げます。事業番号7番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業59万4千円。これは、本年6月23日から24日に予定をしております小学校6年生の修学旅行につきまして、新型コロナウイルス感染防止対策として3密を避けるため、貸切バスの追加などを行うこととしてございますが、これにより経費が増額となることで生ずる保護者の負担を軽減するため、当該負担分を助成するための経費について補正計上するものでございます。

次、3項2目教育振興費。補正額18万4千円、計3,546万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で18万4千円。これは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業18万4千円。これは、本年5月19日から20日に予定しております中学校2年生の宿泊研修につきまして、新型コロナウイルス感染防止対策として貸切バスを追加することで生ずる保護者負担軽減のための助成に係る経費について補正計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算第2号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第27号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 今の件ですけれども、両方、小学校も中学校も修学旅行の貸切バス代ということで、対象者同じくらいの人数と、中学校の方は例年、岩手とか遠い方に行っているの、そっちの方がかかるのかなと思うのですが、要するに、中学校の方が3分の1くらいの予算で終わっていると、この辺はどういう理由でしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの4番議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、小学校の修学旅行につきましては、児童数が52人、中学校2年生の宿泊研修につきましては、生徒数が46人となっております。

小学校の修学旅行につきましては、バス代の追加のほか、当初、研修先をルスツリゾート、定山溪宿泊、札幌市内自主研修としておりましたが、こちらをルスツリゾート、ルスツに宿泊、ニセコのラフティング体験としてございます。それに伴いまして、バスの追加のほか、体験料ですとか、それらの費用が伴うことになってございます。

中学校につきましては、バス代の追加のみということで、小学校、中学校とで保護者負担増額分が差額が出るということになってございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第28号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業既存庁舎解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金1億4,003万円。

5、契約の相手方、久保田・遠藤特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。構成員、樺戸郡新十津川町字中央39番地38。株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

なお、履行期限は、令和3年8月31日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第29号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業キャンプ場オートサイト整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金6,028万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者などを記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

なお、履行期限は、令和3年9月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わり

ます。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。34ページの参考資料の中から、工事の概要についてお伺いしたいと思います。

2月の経済文教常任委員会の中で、3年度の工事一覧のご報告を受けたところでございますが、その際に、この園路、延長80メートル、幅3メートル、これ以外にグリーンパークへの連絡路58メートル、幅2メートルという計画が示されておりましたけれど、その部分の工事の計画はどうなるのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

こちら、工事概要に参考資料として書いてある工事概要につきましては、主だったものということで表示されております。今ご質問いただきましたグリーンパークへの園路につきましても、この工事の中で、今回施工する予定としております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第30号、新十津川町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第30号、新十津川町固定資産評

働員の選任について。

新十津川町固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央7番地111。

氏名、長島史和。昭和39年7月25日生まれ。

提案理由でございます。

地方税法第404条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し添えます。

4月1日付の人事異動に伴い長島史和氏が住民課長となりましたので、固定資産評価に関する事務を司ることから選任するものでございます。

何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、新十津川町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

【暫時休憩】

〔教育長 久保田純史氏退場〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第31号、新十津川町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第31号、新十津川町教育委員会

教育長の任命について。

新十津川町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地119。

氏名、久保田純史。昭和37年12月19生まれ、58歳です。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を付け加えます。

久保田氏につきましては、本町役場職員として培った豊かな行政経験などから、平成27年5月8日に教育委員会教育長に任命、さらには、平成30年に再任をされております。

2期6年にわたる任期中におきましては、子供達の就園、就学に係る支援策の充実や学校におけるICT環境の整備など、教育行政の重要施策に取り組んでいただき、その手腕をいかに発揮され、町の教育振興発展に尽力をしているところでございます。

人格は高潔で豊かな行政経験と2期6年にわたる教育長としての経験から、教育行政に関し高い識見を有する方でございます。

よって引き続き、教育委員会教育長に再任したいとするものでございます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、新十津川町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

【暫時休憩】

〔教育長 久保田純史氏入場〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（笹木正文君）　ここで、久保田純史教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君）　議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

今ほどは私の任期満了に伴い、教育長再任の任命にご同意をいただきまして厚くお礼申し上げます。

私はもとより浅学非才であることから、町長、副町長及び議長、議員各位の温かいご指導を賜り、おかげで2期6年間務めることができました。引き続き、今後3年間の重責を担うこととなり身の引き締まる思いであります。

母村から継承する文武の精神を礎に、熊田町長2期目の「みんなの笑顔とまちの未来、咲かせます新時代」という町政運営の基本理念の下、コロナ禍における激動する令和の時代を、ふるさとを愛し夢と希望を持つ子供の育成と、生涯にわたり豊かな心を育み、理想を目指す学びのまちづくりの推進に微力を尽くす所存でありますので、旧に倍するご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎選任第1号及び選任第2号の上程、選任、採決

○議長（笹木正文君）　ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第9及び日程第10の案件につきましては、関連がありますので一括して上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第9、選任第1号、常任委員の選任について。日程第10、選任第2号、議会運営委員の選任については、一括議題とすることに決定いたしました。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

選任第1号、常任委員の選任について、選任第2号、議会運営委員の選任についての選任方法についてお諮りいたします。

選任については、4名の選考委員を選出し、常任委員及び議会運営委員の選任をしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君）　異議なしと認めます。

よって、4人の選考委員を選出し、常任委員及び議会運営委員の選任をすることに決定いたしました。

次に、選考委員の選出方法について、お諮りいたします。

選考委員は、議長より指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君）　異議なしと認めます。

よって、選考委員4名については、議長より指名することに決定いたしました。
それでは、選考委員を指名いたします。

安中経人君、西内陽美君、小玉博崇君、鈴木康裕君、以上4名を指名いたします。
ただいま発表した4名を選考委員に決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、常任委員及び議会運営委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思えます。

それでは、10時55分まで休憩といたします。

選任をお願いいたします。

（午前10時44分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとく、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（笹木正文君） 4名の選考委員に常任委員及び議会運営委員の選任をお願いしたところでありますので、選考委員代表の議員、登壇の上、選考結果の報告をお願いいたします。

10番、安中経人君。

〔10番 安中経人君登壇〕

○10番（安中経人君） ただいま議長から指名を受けましたので、私の方から選考結果について発表いたします。

はじめに、選任第1号の件、総務民生常任委員には、井向議員、進藤議員、小玉議員、西内議員、長名議員、笹木議員であります。

経済文教常任委員には、村井議員、鈴木議員、杉本議員、長谷川議員と私、安中であります。

広報広聴常任委員には、井向議員、村井議員、進藤議員、鈴木議員、小玉議員、杉本議員、西内議員、長谷川議員、長名議員、そして私、安中であります。

次に選任第2号の件についてです。

議会運営委員には、井向議員、鈴木議員、小玉議員、西内議員であります。

以上、選考結果でございます。よろしくお願い申し上げます。発表に代えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） ただいま選考委員を代表し、安中議員から報告がございました。

これより、選任第1号を採決いたします。

総務民生常任委員に井向一徳君、進藤久美子君、小玉博崇君、西内陽美君、長名實君、そして、私、笹木正文。

経済文教常任委員に村井利行君、鈴木康裕君、杉本初美君、長谷川秀樹君、安中経人君。

広報広聴常任委員に井向一徳君、村井利行君、進藤久美子君、鈴木康裕君、小玉博崇君、杉本初美君、西内陽美君、長谷川秀樹君、長名實君、安中経人君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第1号、常任委員の選任については、ただいま指名したとおり常任委員に選任することと決定いたしました。

次に、選任第2号を採決いたします。

議会運営委員に井向一徳君、鈴木康裕君、小玉博崇君、西内陽美君。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第2号、議会運営委員の選任については、ただいま指名したとおり、井向一徳君、鈴木康裕君、小玉博崇君、西内陽美君に決定をいたしました。

なお、議会運営委員の選任に当たり、議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を務めることになっていることから、先例により副議長を議会運営委員会に委員外議員として出席を求めることとしたいので、議員各位にはこのことにご理解を賜りますようお願いいたします。

また、今ほど私は、総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞退したいと思います。

ここで副議長と交代するため、この場を暫時休憩といたします。

【暫時休憩】

〔笹木議長 11番議席へ移動。安中副議長 議長席に移動〕

○副議長（安中経人君） 休憩をとく、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の総務民生常任委員の辞任についてお諮りいたしますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、笹木議長は除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

〔議長 笹木正文君退場〕

○副議長（安中経人君） お諮りいたします。

ただいま総務民生常任委員に選任されました笹木議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、ひとつの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例においても、議長については辞任が認められているところでありますので、議長の総務民生常任委員の辞任について許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安中経人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

笹木議長の入場を求めます。

〔議長 笹木正文君入場、11番議席に着席〕

○副議長（安中経人君） ただいま、議長の総務民生常任委員の辞任が許可されましたので、ここで通知いたします。

ここで、議長と交代するため暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

〔安中副議長、10番議席へ移動。笹木議長、議長席に移動〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会に付された議件は、すべて議了いたしました。会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第4回新十津川町議会臨時会を閉会をいたしますが、本日をもって半世紀続いてきたこの議場での最後の会議となります。皆さまと共にこの議場に感謝を込めて終了いたしたいと思います。

大変、長い間ご苦労さまでございました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員